

令和8年度第1回滋賀県農村振興交付金制度審議会 会議概要

1 開催日時、場所

日時：令和8年(2026年)6月26日(金) 14時00分～15時00分

場所：滋賀県危機管理センター災害対策室10 (Web 併用)

2 出席委員(五十音順、敬称略)

越後宏規、柏尾珠紀、桂明宏、川崎義明、中塚雅也、三田村美江、皆川明子、吉原康史

3 議事録【主な質疑応答】

■議事1：令和7年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

(質問1)【委員】

面積増加、多面的機能支払等の重複状況があったが、交付の対象となっている面積のうち、どのくらいが取り組んでいるのかという資料はあるのか。

(回答1)【事務局】

中山間直接支払の場合、対象地域と対象農用地の大きく2つあり、法に指定されている対象地域は把握できるが、対象農用地は、勾配が基準であったり、各市町が基準を設けられていたり正確な数値は把握できていない。例えば、国土地理院が提供されている標高の入ったデータなどを活用し、高さや距離から農地ごとの勾配を把握することによって対象農用地を割り出し、この取組の活用を促す、検討していく取組を今後していくことになると考えている。

(意見1)【会長】

今後の活用促進に向けて整理をお願いしたい。

(意見2)【委員】

P24の今後の取組方針に「若手の担い手に」や「個別経営が主となってきた」とあるが、若手が中山間地域で認定農業者として営農を続ける上で大きなハードルがある。認定農業者の要件である「5年後の収入(所得)条件」を満たそうとすると、平地に比べて生産効率が悪く、鳥獣害被害も甚大な中山間地では、目標の年間農業所得を達成することは極めて厳しい。加算措置が増えているスマート農業は「導入しやすい平らな農地」や「デジタルに強い一部の農家」しか恩恵を受けられない。別の形での加算、例えば、観光と農業を結び付けてツーリズム収入による農業関連サービス業として農業の所得として認められたとか、「ジビエと収穫したもの」で6次産業化をして収入入条件を得たなど、若手を本当に増やし、個別経営で認定農業者の個人での所得を増やす時、このように多角的な農業経営も広く考えると、現実的・将来的に増えるのではないかと思う。

(回答2)【会長】

交付金のことというよりは、新規就農の認定農業者の要件を中山間地用の実情に即して検討することによって、この交付金の実施や担い手も増やしていこうというご指摘だったと思います。

(質問3)【委員】

P15に、体制整備単価と基礎単価の協定数があるが、グラフを見るとほとんどの協定が体制整備単価だと理解していいのか。昨年度からの第6期対策は、体制整備単価の場合は、ネットワーク化活動計画を作る必要があるが、176協定はこのネットワーク化計画を策定しているのか。

(回答 3)【事務局】

195 の協定のうち約 9 割の体制整備単価で取り組まれている。ネットワーク化活動計画は、第 6 期期間中の令和 11 年度までに策定する必要がある、この 5 年の活動期間中に計画が策定できなかった場合は、2 割分を返還していただくことになっている。

(質問 4)【委員】

別の表で、加算の内容の大部分が「スマート農業加算」で、「ネットワーク化加算」は非常に少ないようだが、5 年経ってもネットワーク化に向けて具体的な動きがないとなると、第 6 期が終わる頃には問題になりかねない。具体的にネットワーク化が進んでいくように取組を進めていく必要があるのではないか。

(回答 4)【事務局】

ネットワーク化加算は、ネットワーク化した上で農業生産活動や担い手育成に取り組んでいるということで「10 割になるネットワーク化」と、「ネットワーク化加算を受ける活動」とは少し違う。「ネットワーク化」の取組として、その計画を作る段階が 10 割単価となり、計画が一定できた上でさらに高度な取組をされる場合に、「ネットワーク化加算」を受けられることになる。今の段階でその取組が少ないのは、一定やむを得ないところがあると考えている。

中山間地においては、特に人口減少や事務局を担う方がいないということは滋賀県も例外ではない。少しでも広い範囲に広げて協力していくことを考え、作業の共同化や機械の共同利用で、相手をうまくマッチングできれば進められる。小さな集落からでも少しずつでも進めていく、ということが大切と考えている。

10 割単価のネットワークは、ぜひやっていただきたい。できなくてもネットワーク化計画を立てれば良い、青写真を作るところまでやってもらえたらいい、ことになっている。それをやった上で人材育成や農業生産活動を取組むネットワーク化加算に、昇格していくというものの、少しでも作っていくことが大事だと思う。

(意見 4)【会長】

事務側としても難解だが、現場の農家の方々にとってはより理解が難しい仕組みである。計画倒れに終わらないよう、丁寧な説明とサポートをお願いしたい。

(質問 5)【委員】

本交付金制度は、発足以来、協定面積や支払額の総量が右肩上がりに増加している。

本制度の本来の目的は「耕作放棄地の発生防止」と「多面的機能の確保」である。これだけ多額の公的資金を投入している以上、「交付金を支払うことによって、耕作放棄地の発生リスクがどれだけ下がったか」を定量的に証明する客観的なデータはあるか。また、滋賀県独自で定量的な KPI (成果指標) を定めているか。

(回答 5)【事務局】

県では、効果の部分の算定資料データを持ち合わせてないが、国でも同様に第三者委員会が設置され、いろんな条件を仮定した上で算出したデータが公表されている。手元に持ち合わせてないが、農林水産省のホームページでは、この取組をしていた地域と取組をしていなかった地域を比較して、その結果、耕作放棄、耕作放棄を防げた面積を算定したデータがあるので、確認の上ご報告します。

(意見 5)【委員】

共有いただきたい。現状、滋賀県の方でこの制度の導入、実施にあたって KPI みたいなものまでは県単

位では定めていない、という理解でよろしいか。

（意見 5）【事務局】

県の農業部門の計画「滋賀県農業・水産業基本計画」の中で、中山間地域の取組に関する指標は、中山間地域では高齢化や人口減少が他に比べて著しいことから、その中で農業を維持するためには多様な組織との連携が重要である。県基本計画の目標年度（令和 12 年）に、中山間地域において地域以外の組織と連携して取組んでいる地域の数、連携、ネットワーク化、連携している集落の数を 100 にする目標を設定している。

（質問 6）【委員】

P10 の「ネットワーク化」の概念図（多様な主体・組織の参画）について確認したい。中山間地域では人手不足に対応するため、外部の大学生や企業などの流動的な草刈りボランティア（たな友等）を受け入れる活動が実際に多く行われているが、本制度が目指す「ネットワーク化」とは、こうした流動的な外部の力を受け入れるための「受け皿組織（コアとなる共同連携体制）」を複数集落で創設すること、という理解でよいのか。

（回答 6）【事務局】

制度上の基本的な「ネットワーク化」とは、すでに各集落に存在している「農事組合」や「水利組合」などの当事者組織同士が、集落の枠を超えて実務（事務、水路維持、草刈り、機械利用など）を協同・効率化することを指している。外部ボランティアや企業・学校（資料 P10 の多様な主体の参画）との連携は、地域外から力を借りて持続可能性を高めるための「推奨事例（例示）」という位置付けであり、それを受け入れるための新たな独立したボランティア組織の創設そのものを必須の条件として求めているものではない。

（意見 6）【会長】

単発の流動的なボランティアを各集落がその都度受け入れるだけでは加算対象にするのは難しいが、「複数の集落が協調して 1 つの『ボランティア受け入れグループ』などの組織を立ち上げ、その組織を通じてボランティアを定期的かつ計画的に各集落へ融通し合って作業を共同化する」という実態・見せ方を作れば、それは『ネットワーク化加算』の対象になり得ると思う。

【会長】

事務局はこれらの指摘・意見を今後の県施策および現場指導に反映させるものとする。

■議事 2：棚田地域振興活動加算取組集落の目標

(最初に)【会長】

事務局の説明の通り、各「振興計画における目標」と、今回「協定で設定した目標」との間には表現の差異があるものの、両者の整合性が保たれていることが前提となる。基本的には数字や方向性として同じものが書き込まれていることを本審議会で確認したい。また、上方修正あるいは下方修正が必要になったときは皆さんの審議が必要となる。基本的に差異がないときには、大きな問題がないというようなもので、心配な目標があった場合はご意見を頂戴したい。

(質問 1)【委員】

目標に「耕作放棄されたほ場を 33 筆から 28 筆に減らし、耕作可能なほ場を 5 筆増やす」とある。この目標が策定された年と、目標年度である令和 11 年度までの期間は何年あるか。

(回答 1)【事務局】

令和 6 年度末にこの目標を掲げられて、目標の到達点は令和 11 年度になる。

(質問 2)【委員】

廃校を活用した滞在型研修施設の整備について(13 ページ)、すでに改修工事などは始まっているのか。また、今後本格的に稼働させるにあたり、単発のワークショップに留まらず、年間カリキュラムの策定や施設を管理・運営する専任人材の確保が必要になると思われるが、そのあたりの体制はどうなっているか。

(回答 2)【事務局】

廃校(マキノ北小学校在原分校跡地)のリノベーション工事については、業者へ一括外注する形ではなく、在原地域へ移住された方が中心となって自主施工で進められている。具体的には、その方が地域外の人々を呼び込んで「DIY セミナー・教室」をイベント的に開催し、参加者と共に廃校の改修を進めるという形をとっている。現時点で既に 1~2 部屋は寝泊まりできる状態まで整備されており、本格的なお試し移住の前段階(数日間滞在して地域を知るステップ)の受け皿として、時々活用されている状況である。

(意見 2)【委員】

私たちが活動していた際も、地域おこし協力隊の方が中心となって施設運営を引っ張っていた。在原地域にもそのような中心人物がいらっしゃるのであれば、持続可能な活動として非常に力強く、期待できる。

(意見 3)【会長】

在原の目標の中に「農業研修生を延べ 3 名受け入れる」と書かれている。「延べ 3 人の研修受入から、右側では「農業研修生 3 名」と明確に書かれている。かなり踏み込んだ目標のようにも見受けられるが、達成の見込みはあるのか。

(回答 3)【事務局】

在原集落は非常に先進的な活動を展開しており、特に移住促進においては既に確かな実績を上げている。移住者がさらなる移住者を呼び込むというサイクルが地域内で確立されているため、このような積極的な目標を設定されたと思う。

(意見 3)【会長】

行政手続き上、公に宣言する数字と、地域が身内で持っている現実的な数字のギャップには留意する必要がある。事務局としては、適切に指導・助言を行っていただきたい。

(質問 4)【委員】

確認しておきたいのは、「目標に対して最終年度に、目標の達成ができない場合はどういうことになる

のか、」という点である。

(回答4)【事務局】

目標が達成できなかった場合は、この加算措置に対して交付金を遡及返還するというようなルールになっている。今まで滋賀県内においては実際の事例はない。

(確認4)【委員】

その中の一部が達成できなかったからといって、「目標が達成できなくなった」と評価してしまうのはどうなのか。その辺を審議する機会が、何年かのちにあるという理解でよろしいでしょうか。

(回答4)【事務局】

複数の目標に対しての取り扱い方は、今ルール上ないため、今後整理していく必要がある。令和11年度に向けては、中間的な取りまとめや評価を行う場面でてくるので皆さんにご報告し、設定する必要があると思う。

(質問5)【委員】

もう1点、棚田地域振興活動加算は、資料1のP19では9協定ありますが、今回紹介していただいたのは、6協定である。残りの3協定はどうなっているのか、またはどのような扱いになるのか。

(回答5)【事務局】

1つの協定集落の中に「急傾斜地」と「超急傾斜地」の両方の農地が重複して存在しており、それらを別々にカウントしてしまっていた。実質的に取り組んでいる協定数は、資料2のP6に記載の通り「4市6協定」が正しい数値である。

(質問6)【委員】

目標として「田舎暮らし体験の開催」や「ワークショップの実施」といった観光・交流人口の増加を目的としたイベントを掲げているが、この目標達成の基準は「イベントを実施すること」なのか、それとも「持続可能な収益を生み出すこと」なのか、どちらを想定しているか。

(回答6)【事務局】

目標なので、基本的には実施すること。

(意見6)【委員】

それを踏まえて意見を申し上げたい。

近年の観光や地域振興のベースは、「人に来てもらう」だけではなく、「しっかりとお金を落としてもらい、持続可能なものにする」という点へシフトしている。「実施することだけ」を目標にしてしまうと、助成金(交付金)が出ている間は実施するが、交付金が切れた途端に活動が途絶えてしまうケースがある。イベントの開催自体が目的ではなく、それを通じて「農家の手元にしっかりと収益が残り、農業所得の向上や、耕作放棄地率を下げていく」ということがないと繋がっていかない。実施することではなくて農業所得の増加、農業者の所得の増加とかに繋がるような取組、目標であってほしい。

(質問7)【委員】

今の質問に付随して、大津市下仰木の「お米の値段とか加工品も新たに販売する」と持続可能な農業を目指して書かれている。集落側は県へ「これだけ売上(収益)がありました」という具体的な報告が必要なのか。

(回答7)【事務局】

制度上のお金の出入りについては、交付金の使途のみの確認である。このような目標を掲げられた場合、その目標の達成度を確認するために収益などの経営収支を確認するなど、全てを確認という構造にはなっていない。

（意見 7）【委員】

こうした棚田振興の取組は、持続可能な地域ビジネスとしての成功事例になり活動が広がっていけばと思うからである。特に紹介のあった高島市の活動は、マスメディア等でも非常に取り上げられやすい内容だと思うので、全国に「滋賀県ではこういったように成果を上げているところがある」と、棚田振興のいい目標になのではない、数字の面を気にした。

【会長】

議事を通して、本交付金は農業農村の有する多面的機能の維持・発揮に対して、また、農地、農業用施設の適切な保全管理に対して重要であることを確認しました。委員の皆さんから貴重なご意見いただいた。事務局は、検討いただき引き続き本交付金の取組の推進をお願いしたい。